

令和6年度稲城市指定ごみ収集袋有料広告募集要項

令和6年度稲城市指定ごみ収集袋への有料広告を募集します。

募集する広告は、令和6年度に作成される市の指定ごみ収集袋の包装外袋への印刷広告です。このごみ収集袋は約100店舗（令和5年10月1日現在）の取扱店において陳列・販売され、市内全域の各家庭により購入・使用されるものです。

1 趣旨

この要項は、稲城市指定ごみ収集袋への有料広告掲載に関し、稲城市指定ごみ収集袋への広告掲載の取扱いに関する要綱（平成23年1月14日市長決裁。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 広告掲載媒体

稲城市指定ごみ収集袋（以下「ごみ袋」という。）

3 応募資格

広告の掲載を申請できるものは、次の各号に該当するものとする。

- （1）本社（本部、事務局等含む。）又は営業所（支社、出張所等含む。）の所在地が稲城市内にある事業者
- （2）市税の滞納がない事業者
- （3）要綱第4条および本募集要項別表に該当しない事業者

4 広告取扱基準

要綱第4条に規定するもののほか、詳細は別表のとおりとする。

5 ごみ袋の作成予定組数

- | | | | | | | | | | |
|-------|---|----------|-----|----------|-----|---------|---|----|----------|
| 特小サイズ | ： | 73,500組 | （可燃 | 66,000組 | 、不燃 | 0組 | 、 | プラ | 7,500組 |
| 小サイズ | ： | 220,750組 | （可燃 | 125,000組 | 、不燃 | 10,750組 | 、 | プラ | 85,000組 |
| 中サイズ | ： | 253,000組 | （可燃 | 135,000組 | 、不燃 | 0組 | 、 | プラ | 118,000組 |
| 大サイズ | ： | 75,500組 | （可燃 | 68,500組 | 、不燃 | 2,000組 | 、 | プラ | 5,000組 |

6 広告掲載枠

採用を1社のみとし、広告掲載枠は1枠、全10コマ（特小・小・中・大サイズそれぞれ可燃ごみ用、プラスチックごみ用と小・大サイズの不燃ごみ）のセット販売とする。

7 広告の掲載場所、規格等

広告の掲載場所、規格等は、次のとおりとする。ただし、ごみ袋の作成に際し、支障が生じたときは、市は広告掲載決定を受けた者（以下「広告主」という。）と協議の上、掲載場所及び規格等を変更することができるものとする。

掲載場所：ごみ袋外装裏面

規格： 特小サイズ・横 12 c m × 縦 25 c m、 小サイズ・横 15 c m × 縦 15 c m、
中サイズ・横 19 c m × 縦 19 c m、 大サイズ・横 23 c m × 縦 23 c m

色： 1 色刷り（下地は乳白色）

内容：企業・団体、商品・サービス等の P R。要綱に定める取扱基準に適合するもの。

8 広告の掲載期間

令和 6 年度作成分に掲載する。掲載期間は令和 6 年 8 月頃の流通開始見込から、作成分が売り切れるまでとする（およそ 1 年間）。

9 広告掲載料

各申込者の入札金額によるものとする。ただし、予定最低掲載料を 513,000 円（税込）とする。

10 応募方法

要綱、募集要項等を確認の上、「稻城市指定ごみ収集袋への広告掲載入札参加資格審査申込書」に必要事項を記入し、必要書類とともに持参又は郵送で申し込むこと。市が審査の上、入札参加資格を認めた申込者に「広告掲載入札参加決定通知書」を発行するので、通知書の指定日時（令和 6 年 3 月予定）に入札参加すること。

11 広告掲載の決定方法

入札金額の最も高い事業者に決定するものとする。ただし、最高金額が 2 者以上ある場合は、要綱 10 条第 3 項の規定に基づき、市長が決定する。

12 広告主決定後における広告主の手続き

市が発行する広告掲載決定通知書を受け取った後、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに広告掲載料を一括前納するものとする。

13 申込受付期間

令和 5 年 12 月 15 日（金）から令和 6 年 1 月 12 日（金）まで（郵送の場合は、締切日消印有効）とする。

14 応募・問い合わせ先

稻城市役所生活環境課ごみ・リサイクル係

〒206-8601 稲城市東長沼 2111

TEL 042-378-2111（内線 302）

E mail kankyou@city.inagi.lg.jp

稲城市指定ごみ収集袋広告掲載基準別表

広告掲載不適当と認める業種又は事業者

| | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 風俗営業と類似する業種 |
| 2 | 社会問題を起こしている業種や事業者 |
| 3 | 法律に根拠を持たない医療類似行為を行う事業 |
| 4 | 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者 |
| 5 | 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者 |
| 6 | 銀行取引停止を受けている事業者 |
| 7 | 国及び地方公共団体の課す税金を滞納している事業者 |
| 8 | 前各項目に掲げるものの他、業種又は事業が適切でないと市長が認めるもの |

広告掲載不適当と認める広告内容

| | |
|----|---|
| 1 | 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの |
| 2 | 無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの |
| 3 | 他をひぼう、中傷又は排斥するもの |
| 4 | 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの |
| 5 | 公衆に不快の念、又は危害を与えるおそれがあるもの |
| 6 | 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、不安を与えるおそれのあるもの |
| 7 | 世論が大きく分かれているもの |
| 8 | 市が、広告主を支持、又は当該広告に係る商品等を推奨、若しくは保証しているかのようなもの |
| 9 | 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のもの 例：「最安値」等（根拠資料が必要） |
| 10 | 射幸心を著しくあおる表現のもの　　例：「今年限り！」等 |
| 11 | 労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集に関するもの |
| 12 | 虚偽の内容を表示するもの |
| 13 | 法令等で認められていない業種・商法・商品 |
| 14 | 国家資格等に基づかない者が行う療法等 |
| 15 | 責任の所在が明確でないもの |
| 16 | 水着、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの |
| 17 | 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現 |
| 18 | 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現 |
| 19 | 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの |
| 20 | ギャンブル等（公営を除く）を肯定するもの |
| 21 | 青少年の人体・精神・教育に有害なもの |
| 22 | 前各項目に掲げるものの他、広告内容又は表現が適切でないと市長が認めるもの |